

一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の実 施方針についての一部改正について【改正理由】

一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価に関する実施方針（以下「実施方針」という。）については、平成28年1月25日付け国官運安第289号、国自安第237号で定め、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施してきたところであるが、運輸審議会答申（平成29年7月6日付け国官運安第111号）において、運輸安全マネジメント評価の基本的な方針の改正が示され、今後概ね5年間を目途に、全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を行うこととされたことから、これを受けて実施方針を一部改正するものである。

また、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する安全性の確保の社会的要請が高まっていることから、引き続き運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けたセミナー、講習会等の受講を促すこととしたい。